

第5部 差別と表現

詳しく知りたい方は、[ここをクリック](#)

I. 反差別法に関する言論と表現の側面



差別事由に基づくハラスメントを生じさせる構成要素となりうります。



裁判においては、「差別的な動機や意図があった」とする証拠となる可能性があります。

II. ヘイトスピーチ、差別、敵意または暴力の煽動の禁止

国家は、以下を実施する必要があります：

- 国際法上認められているあらゆる事由による、暴力、差別、および敵意または憎悪の煽動を禁止すること
- 特定の人種の優越性、特定の皮膚の色、特定の民族的出身を共有する集団の人種の優越性の思想や理論に基づくプロパガンダや団体を非難すること
- 形態のいかんを問わず、人種的憎悪および差別を正当化または助長しようと企てるあらゆるプロパガンダおよび団体を非難すること

III. 煽動および、その他の形態の憎悪または偏見に基づく表現に対する制裁

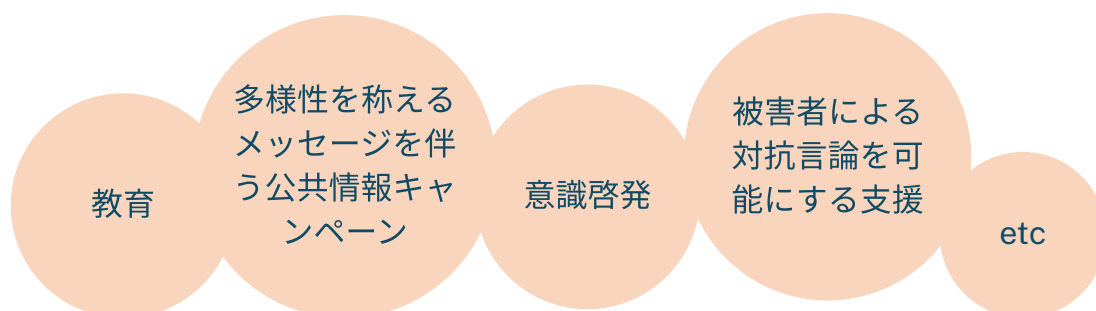
以下の表現を区別することが必要です。

犯罪とみなすべき表現

民事上または行政上の罰則を必要とする表現

そのほかの形の対応に値する表現

IV. ヘイトスピーチと闘うための非法的措置



国家は、ヘイトスピーチと闘うための措置の適用が、いかなる個人または集団に対するいかなる差別ももたらさないようにしなくてははいけません。

